

受信日付：2023/01/16 23:31:14

案件番号：145210013

案件名：

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

以下、意見を行う。

> 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）

> 25頁

> 3.事業者規律の在り方

> (1)契約約款の届出義務の適用範囲について

> (ア) 背景

> 実務上、全ての事業者に契約約款の届出を求めることは現実的でないと考えられる。

とあるが、これについては不適切な認識であると考ええる。

全てについての精査を行うかどうかはともかくとして、厚生労働省は各種事業者に定款的書類や就業規則（事業所の労働者が10人以上の場合）の提出を義務付けているのであるし、それからする

と1000や2000の事業者からの契約約款提出など特段に多い数ではないと考えられるものである。各地の総合通信局に提出された契約約款について、それぞれの総合通信局が事務処理を行うとして、そう困難な量ではないのではないかと考えられるものであるが、人員が足りないのであれば増員させての対応を行う事も視野に入れての、全ての二号基礎的役務を提供する事業者への契約約款の届出義務を設定するのが適切と考える。